

平成25年度末までの 暫定措置について

平成25年度末までの暫定措置について

① 本来の所定給付日数に加え、給付日数を60日間延長（個別延長給付）

- 解雇や倒産等により離職した者（以下「特定受給資格者」という。）などに対し、通常の90～330日の所定給付日数に加え、原則として給付日数を60日間を延長する。

② 雇止め等により離職した者の所定給付日数の拡充

- 雇止め等により離職した者については、通常は、一般の離職者と同じ給付日数（90～150日）であるところ、暫定的に、特定受給資格者と同じ給付日数（90～330日）に拡充。

③ 常用就職支度手当の支給対象範囲の拡大（省令）

- 障害者などの就職困難者に対して再就職の際の初期費用を支援する常用就職支度手当について、平成21年度から暫定的に「40歳未満の者」を支給対象に追加。

①個別延長給付

個別延長給付の概要

特定受給資格者又は有期労働契約が更新されなかったために離職した者のうち、次のいずれかに該当し公共職業安定所長が就職が困難であると認めた者につき、所定給付日数を最大60日間延長。

■対象者

- (1) 45歳未満の求職者
- (2) 直近一箇月で、以下の基準のいずれにも該当する地域（指定地域）に居住する求職者
 - ① 労働力人口に対する有効求職者割合が全国平均以上
 - ② 当該地域における有効求人倍率が1倍未満
 - ③ 雇用保険の基本受給率が全国平均以上
- (3) 公共職業安定所長が、受給資格者の知識、技能、職業経験等を勘案し、特に再就職のための支援を計画的に行う必要があると認めた者（個別支援）

【公共職業安定所長要件による支給対象者】

- ① 安定した就業の経験が少なく、離転職を繰り返している者
- ② 産業構造、労働市場の状況等からみて、再就職のために、その者が従事していた職種等を転換する必要があり、就業に着くことに時間を要する者
- ③ ①及び②のほか、特に誠実かつ熱心に求職活動を行っており、かつ、公共職業安定所の職業指導を受けなければ、適切な職業選択を行うことが著しく困難である者

個別延長給付の初回受給者数

(単位:人、%)

	初回受給者数	
		前年度比
平成21年度	552,676	-
平成22年度	361,679	△34.6
平成23年度	317,170	△12.3
平成24年度	222,030	△30.0
平成23年 4月	24,947	△34.0
5月	22,526	△23.9
6月	24,701	△20.3
7月	26,826	△18.4
8月	33,631	0.6
9月	26,380	△12.1
10月	29,741	△5.8
11月	27,773	△1.8
12月	24,667	△3.1
平成24年 1月	30,773	△1.8
2月	24,050	0.0
3月	21,155	△19.4
4月	21,303	△14.6
5月	21,266	△5.6
6月	16,306	△34.0
7月	20,437	△23.8
8月	21,943	△34.8
9月	16,829	△36.2
10月	22,190	△25.4
11月	17,848	△35.7
12月	14,599	△40.8
平成25年 1月	21,839	△29.0
2月	13,978	△41.9
3月	13,492	△36.2
平成21年4からの累計	1,453,555	-

(注) 月毎の集計部分は、対前年同月比である。

個別延長給付の支給状況①

	①基本手当 支給終了者数 (特定受給資格者及び 特定理由離職者)	②個別延長給付 初回受給者数	③個別延長給付 支給終了者数	延長給付率 (②/①)	支給終了率 (③/②)
平成21年度	747,850人	552,676人	414,481人	73.9%	75.0%
平成22年度	494,624人	361,679人	333,348人	73.1%	92.2%
平成23年度	422,383人	317,170人	267,699人	75.1%	84.4%
平成24年度	332,305人	222,030人	210,288人	66.8%	94.7%
平成23年4月	31,574人	24,947人	23,002人	79.0%	92.2%
5月	29,791人	22,526人	20,100人	75.6%	89.2%
6月	32,702人	24,701人	21,741人	75.5%	88.0%
7月	34,964人	26,826人	19,182人	76.7%	71.5%
8月	44,698人	33,631人	20,078人	75.2%	59.7%
9月	36,269人	26,380人	21,921人	72.7%	83.1%
10月	39,076人	29,741人	22,284人	76.1%	74.9%
11月	37,628人	27,773人	23,448人	73.8%	84.4%
12月	33,239人	24,667人	22,445人	74.2%	91.0%
平成24年1月	40,344人	30,773人	25,345人	76.3%	82.4%
2月	32,345人	24,050人	24,501人	74.4%	101.9%
3月	29,753人	21,155人	23,652人	71.1%	111.8%
4月	27,132人	21,303人	21,506人	78.5%	101.0%
5月	28,398人	21,266人	22,172人	74.9%	104.3%
6月	22,678人	16,306人	18,065人	71.9%	110.8%
7月	28,398人	20,437人	17,661人	72.0%	86.4%
8月	31,843人	21,943人	16,697人	68.9%	76.1%
9月	25,170人	16,829人	16,911人	66.9%	100.5%
10月	32,326人	22,190人	18,542人	68.6%	83.6%
11月	28,062人	17,848人	15,618人	63.6%	87.5%
12月	23,930人	14,599人	14,736人	61.0%	100.9%
平成25年1月	34,958人	21,839人	19,060人	62.5%	87.3%
2月	24,292人	13,978人	15,417人	57.5%	110.3%
3月	25,118人	13,492人	13,903人	53.7%	103.0%

個別延長給付の支給状況②

(単位:人)

平成24年度	初回受給者計	(単位:人)		
		45歳未満	指定地域	個別支援
全国計	222,030	111,314	42,151	68,565
北海道	9,889	5,306	3,808	775
青森	2,017	1,073	944	0
岩手	1,533	619	877	37
宮城	3,978	1,789	1,297	892
秋田	1,150	669	470	11
山形	1,262	611	651	0
福島	3,475	1,278	2,197	0
茨城	4,716	2,004	0	2,712
栃木	3,179	1,516	0	1,663
群馬	3,747	1,638	0	2,109
埼玉	13,956	6,479	0	7,477
千葉	9,113	4,353	0	4,760
東京都	28,750	15,428	0	13,322
神奈川県	16,288	7,587	0	8,701
新潟	1,770	993	431	346
富山	460	456	0	4
石川	1,921	824	0	1,097
福井	1,041	434	0	607
山梨	844	695	107	42
長野	4,004	1,842	1,782	380
岐阜	3,525	1,724	0	1,801
静岡	6,684	3,137	0	3,547
愛知	12,550	6,759	0	5,791
三重	3,364	1,746	0	1,618
滋賀	2,635	1,271	1,198	166

(単位:人)

平成24年度	初回受給者計	(単位:人)		
		45歳未満	指定地域	個別支援
京都	5,424	2,846	1,831	747
大阪	21,938	11,357	7,654	2,927
兵庫	9,931	5,198	3,296	1,437
奈良	2,680	1,223	698	759
和歌山	1,756	839	422	495
鳥取	772	366	406	0
島根	500	239	116	145
岡山	1,533	931	253	349
広島	4,945	2,444	786	1,715
山口	1,346	695	485	166
徳島	912	452	374	86
香川	901	534	114	253
愛媛	2,067	1,032	879	156
高知	1,039	509	530	0
福岡	11,401	5,884	4,058	1,459
佐賀	780	421	359	0
長崎	1,991	844	1,147	0
熊本	2,943	1,485	1,454	4
大分	1,337	723	614	0
宮崎	1,188	593	586	9
鹿児島	1,923	887	1,036	0
沖縄	2,872	1,581	1,291	0

(注)指定地域については、四半期に一度ハローワーク単位で要件充足の有無を確認し、基準を新たに満たす地域について追加している。

平成24年4月1日(27道府県,196所)
 7月1日(29道府県,229所)
 10月1日(32道府県,254所)
 平成25年1月1日(33道府県,260所)

**②雇止め等により離職した者
(特定理由離職者)の給付日数の拡充**

雇止め等により離職した者(特定理由離職者) の給付日数の拡充の概要

次に掲げる理由により離職した者については、通常は、一般の離職者と同じ給付日数(90~150日)であるところ、暫定的に、特定受給資格者と同じ給付日数(90~330日)に拡充。

I 期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことにより離職した者(その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限る。)

II 正当な理由のある自己都合により離職した者

- ①体力の不足、心身の障害、疾病、負傷、視力の減退、聴力の減退、触覚の減退等により離職した者
- ②妊娠、出産、育児等により離職し、雇用保険法第20条第1項の受給期間延長措置を受けた者
- ③父若しくは母の死亡、疾病、負傷等のため、父若しくは母を扶養するために離職を余儀なくされた場合又は常時本人の看護を必要とする親族の疾病、負傷等のために離職を余儀なくされた場合のように、家庭の事情が急変したことにより離職した者
- ④配偶者又は扶養すべき親族と別居生活を続けることが困難となったことにより離職した者
- ⑤次の理由により、通勤不可能又は困難となったことにより離職した者
 - i) 結婚に伴う住所の変更
 - ii) 育児に伴う保育所その他これに準ずる施設の利用又は親族等への保育の依頼
 - iii) 事業所の通勤困難な地への移転
 - iv) 自己の意志に反しての住所又は居所の移転を余儀なくされたこと
 - v) 鉄道、軌道、バスその他運輸機関の廃止又は運行時間の変更等
 - vi) 事業主の命による転勤又は出向に伴う別居の回避
 - vii) 配偶者の事業主の命による転勤若しくは出向又は配偶者の再就職に伴う別居の回避

※暫定措置の対象はI及びII(うち被保険者期間が6月以上12月未満の者)

【参考】特定受給資格者

倒産や解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者

基本手当の受給資格要件及び所定給付日数について

	被保険者期間	給付日数
特定受給資格者	6月以上必要 (離職の日以前1年間で)	90～330日
特定理由離職者	6月以上必要 (離職の日以前1年間で)	90～150日 平成25年度末までの間 暫定措置により 「90～330日」に拡充
それ以外の離職者	12月以上必要 (離職の日以前2年間で)	90～150日

特定理由離職者数の推移(離職理由別)

○初回受給者数(人)

	特定理由離職者(合計)		特定受給資格者	特定受給資格者以外 ※	合計	
	雇止め	正当理由				
21年度	132,388	124,838	7,550	897,141	1,043,939	2,073,468
22年度	105,126	93,575	11,551	547,538	995,647	1,648,311
23年度	101,851	89,455	12,396	533,277	1,008,275	1,643,403
24年度	104,993	92,461	12,532	430,611	1,010,357	1,545,961

○受給者実人員(人)

	特定理由離職者(合計)		特定受給資格者	特定受給資格者以外 ※	合計	
	雇止め	正当理由				
21年度	41,002	39,105	1,897	448,364	365,251	854,617
22年度	39,158	35,752	3,406	276,309	338,085	653,552
23年度	35,041	31,298	3,743	250,178	339,734	624,953
24年度	35,149	31,359	3,791	198,750	342,378	576,277

○支給金額(億円)

	特定理由離職者(合計)		特定受給資格者	特定受給資格者以外 ※	合計	
	雇止め	正当理由				
21年度	579.5	556.8	22.7	7,113.4	5,146.4	12,839.3
22年度	538.2	498.6	39.7	4,385.0	4,653.5	9,576.7
23年度	470.6	426.7	43.9	3,864.4	4,681.8	9,016.7
24年度	469.9	425.9	44.1	3,154.8	4,701.6	8,326.3

※ 特定受給資格者以外：更新を希望しない雇止め離職者や正当理由のない自己都合離職者など
 ※ 支給金額は、業務統計値である。

特定理由離職者数の推移

(単位:人、%、億円)

	初回受給者数		受給者実人員		支給金額	
		前年度比		前年度比		前年度比
平成21年度	132,388	-	41,002	-	579.5	-
平成22年度	105,126	△20.6	39,158	△4.5	538.2	△7.1
平成23年度	101,851	△3.1	35,041	△10.5	470.6	△12.6
平成24年度	104,993	3.1	35,149	0.3	469.9	△0.1
平成23年4月	9,181	△19.5	30,220	△24.3		
5月	19,207	△3.7	40,980	△14.5		
6月	11,173	3.2	45,487	△11.6		
7月	7,634	1.1	44,091	△9.9		
8月	8,892	4.0	44,239	△6.4		
9月	6,261	△4.2	36,859	△8.7		
10月	6,000	△3.7	33,272	△8.9		
11月	9,106	△3.8	32,452	△10.5		
12月	5,464	△8.6	29,594	△10.3		
平成24年1月	4,801	4.6	27,936	△8.0		
2月	8,104	7.9	28,409	△3.1		
3月	6,028	△7.6	26,948	△5.6		
4月	8,205	△10.6	29,036	△3.9		
5月	19,985	4.1	42,374	3.4		
6月	8,756	△21.6	41,873	△7.9		
7月	7,255	△5.0	41,862	△5.1		
8月	8,166	△8.2	39,693	△10.3		
9月	5,646	△9.8	33,830	△8.2		
10月	7,323	22.1	33,733	1.4		
11月	9,408	3.3	32,756	0.9		
12月	6,523	19.4	30,891	4.4		
平成25年1月	7,033	46.5	31,655	13.3		
2月	9,588	18.3	32,335	13.8		
3月	7,105	17.9	31,754	17.8		

(注1) 受給者実人員の各年度の数値は月平均値である。

(注2) 支給金額は業務統計値である。

(注3) 月毎の集計部分は、対前年同月比である。

③常用就職支度手当

常用就職支度手当の概要①

常用就職支度手当は、受給資格者（基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1未満である者に限る。）、特例受給資格者又は日雇受給資格者であって、次のいずれかに該当する者の常用就職を促進するため、これらの者が安定した職業に就いた場合において、公共職業安定所長が必要と認めたとときに支給される。

■ 対象者

- イ 身体障害者
- ロ 知的障害者
- ハ 精神障害者
- ニ 就職日において45歳以上である再就職援助計画等の対象となる受給資格者
- ホ 季節的に雇用されていた特例一時金の受給資格者（特例受給資格者）であって、通年雇用奨励金の支給対象となる事業主に通年雇用される者
- ヘ 日雇受給資格者のうち、日雇労働被保険者として就労することを常態とする者であって、就職日において45歳以上である者
- ト その他次に掲げる就職が困難な者
 - (イ) 駐留軍関係離職者、沖縄失業者求職手帳の所持者、一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳の所持者
 - (ロ) 刑余者
 - (ハ) 社会的事情により就職が著しく阻害されている者
 - (ニ) 安定した職業に就くことが著しく困難と認められる者であって、就職日において40歳未満であるもの

※就職日が平成21年3月31日から平成26年3月31日までの間の暫定措置

常用就職支度手当の概要②

■要件

- イ 安定所の紹介により1年以上引き続いて雇用されることが確実であると認められる職業に就いたこと。
- ロ 離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと。
- ハ 待期期間又は離職理由、紹介拒否等による給付制限期間が経過した後職業に就いたこと。
- ニ 常用就職支度金を支給することがその者の職業の安定に資すると認められること。ただし、就職日前3年以内の就職について再就職手当又は常用就職支度金の支給を受けたことがある場合は、常用就職支度金は支給されない。

<受給資格者が安定した職業に就いた場合の手当>

残給付日数	1 / 3 以上	再就職手当 支給対象者に制限なし
	1 / 3 未 満	常用就職支度手当 障害者等の就職困難者

■支給額

基本手当日額×90×40%

(支給残日数が90日未満である場合は、その日数。ただし、45日を下限とする。体系的には次表のとおり。)

支給残日数	常用就職支度手当の額
90日以上	36日分の基本手当
45日以上90日未満	残日数の40%相当日数分の基本手当
45日未満	18日分の基本手当

※基本手当日額の上限額は、5,870円（60歳以上65歳未満は4,756円）

常用就職支度手当の支給状況

(単位:人、%)

	受給者数	支給対象者					安定した職業に就くことが著しく困難な40歳未満の者	その他
		身体障害者等	45歳以上の者	特例受給資格者	その他	その他		
平成20年度	2,144 (12.3)	-	-	-	-	-	-	
平成21年度	9,906 (362.0)	1,454	930	317	6,856	349		
平成22年度	11,225 (13.3)	1,488	1,653	328	7,304	452		
平成23年度	9,894 (△11.9)	1,350	1,012	291	6,704	537		
平成24年度	10,481 (5.9)	1,408	1,071	302	7,099	601		
平成23年4月	701 (△19.4)	108	96	31	431	35		
5月	1,086 (△14.6)	181	159	61	631	54		
6月	763 (△17.5)	103	81	42	495	42		
7月	679 (△22.0)	86	44	26	479	44		
8月	1,013 (△2.4)	99	59	22	787	46		
9月	791 (△6.7)	91	57	7	594	42		
10月	806 (△8.5)	91	72	3	603	37		
11月	903 (△13.8)	118	85	4	646	50		
12月	773 (△15.8)	104	88	7	529	45		
平成24年1月	789 (△12.3)	115	92	14	526	42		
2月	738 (1.0)	113	68	32	469	56		
3月	852 (△7.9)	141	111	42	514	44		
4月	705 (0.6)	128	64	41	441	31		
5月	1,176 (8.3)	167	105	56	768	80		
6月	814 (6.7)	124	57	45	537	51		
7月	788 (16.1)	113	54	30	540	51		
8月	1,048 (3.5)	103	48	27	805	65		
9月	695 (△12.1)	71	44	8	530	42		
10月	911 (13.0)	107	87	11	656	50		
11月	973 (7.8)	121	105	2	700	45		
12月	906 (17.2)	115	118	7	612	54		
平成25年1月	814 (3.2)	130	152	13	471	48		
2月	726 (△1.6)	116	103	22	449	36		
3月	925 (8.6)	113	134	40	590	48		

(注) () 内は、対前年度比である。(月毎の集計部分は、対前年同月比)

論点

①これまで講じてきた暫定措置の効果をどのように考えるか。

- ▶ 個別延長給付
- ▶ 雇止め等により離職した者の所定給付日数の拡充
- ▶ 常用就職支度手当の支給対象範囲の拡大

②緩やかに持ち直しているものの、依然として厳しい雇用失業情勢の中で、今後の暫定措置の取扱いについてどのように考えるか。